

高年齢雇用継続給付申請にかかる提出書類

下記書類をそろえてご提出ください。

申請書 (①と②両方必要です)

① 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書

ダウンロード可 (※個人番号(マイナンバー)を記載してください。)

② 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書

ダウンロード不可。来所または郵送にて用紙を請求してください。郵送で請求する場合は、必要部数を明記の上、切手を貼付した返信用封筒を同封し、雇用保険適用課までお送りください。

本人が用意し事業所に提出するもの

③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票の“申請者氏名”欄の記名

同意書があれば本人の記名は不要。その際、申請者氏名欄に「申請について同意済み」と記載ください。

④ 本人の生年月日確認ができるもの(運転免許証、住民票、パスポート等)のコピー

他の届出等により既にマイナンバーの登録がある場合、生年月日確認書類は不要です。

⑤ 通帳又はキャッシュカードのコピー

本人の口座名義と口座番号が確認できるものをご用意ください。手書き以外で申請書を作成する場合は省略可。

事業所が用意するもの

⑥ 六十歳到達時等賃金証明書に記載した内容が全て確認できる賃金台帳(又は給与明細)

⑦ 六十歳到達時等賃金証明書に記載した内容が全て確認できる出勤簿(又はタイムカードのコピー)

⑧ (支給申請も同時に行う場合) 支給対象期間の賃金台帳と出勤簿

(例)支給対象となる月が令和5年1月の時に必要なものは、

給与が20日締め当月払いの事業所 → 令和5年1月に支払われた給与がわかる賃金台帳と
令和4年12月21日～令和5年1月20日の出勤簿

給与が20日締め翌月払いの事業所 → 令和5年1月に支払われた給与がわかる賃金台帳と
令和4年11月21日～令和4年12月20日の出勤簿

申請可能期間について

賃金登録の場合・・・要件該当日の翌日から提出が可能。

同時申請、支給申請の場合・・・支給申請期間の翌月から提出が可能。

但し、ハローワークが指定した申請月に手続きを行ってください。

(例) 奇数月型の場合：1月分と2月分を3月中に申請

申請期限は支給期間開始月から4か月後の末日です。

ハローワーク神戸 雇用保険適用課
〒650-0025
神戸市中央区相生町1-3-1
078-362-8609 (21#)